

## 第 1 6 8 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 29 年 12 月 26 日（火）

午前 10 時～10 時 50 分

場 所：職員会館かもがわ

## 開 会

●事務局（萩原課長） 定刻となりましたので、ただ今から、第168回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は6名の委員にご出席いただいております。したがって審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

では、審議会の開会にあたりまして、京都市産業観光局長の上田から一言ご挨拶させていただきます。

●上田局長 おはようございます。上田でございます。今年の4月に産業観光局長として参りました。本来でしたらもっと早く、ご挨拶にお伺いしなければならなかったのですが、なかなか日程がうまく調整できずにこのタイミングになりました。遅れまして誠に申し訳ございませんでした。

今日の資料を拝見させていただきますと、大規模小売店舗立地審議会も168回ということで、今年度だけでも既に5回、昨年度は8回と本当に回数を重ねていただきまして、また1年間に頻度も高く本当にありがとうございます。私は京都の商業というのはこの大規模小売店舗立地審議会での議論と、もう一つは京都市商業集積ガイドプランでそもそもの店舗の大きさをまちと調和するように調整している。この二つでもって、この10年間、極めて順調にまちと調和ができていのではないかと考えております。改めて感謝を申し上げます。

ご承知のように京都のまちは、例えば景観規制、看板の問題、あるいは外国人観光客が増えている問題、さらに最近は民泊の問題など、いろいろな経済活動が及ぼす外部不経済をどのように住民生活、あるいはまちと調和していくか、これが一番大きな課題だと思っております。その意味ではこの商業分野は、先駆的にこの大店立地審議会が中心になって様々なルールをつくり、さらに国のルールとは違った京都ならではのルールも適用しながらやっていただいているのは、本当にありがたいことだと思っております。ただ、先ほど申しましたような外国人観光客、特にインバウンドの問題や、さらには小売業とサービス業、飲食業というように、いわゆる業種業態がどんどん多様化してミックスしている状況など、だんだん時代が変化している。そういうことにもどのように対応していくのか。これはまた我々の宿題になっているかと思っております。

引き続き、いろいろな観点からご議論、ご指示をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

●事務局（萩原課長） それでは続きまして、お手許にごございます資料を確認させていただきます。皆様のお手許には会議次第と、ホチキス留めになっております資料1「西友桂店に係る届出者提出資料」、資料2としまして「西友桂店 答申案」、資料3としまして「アバンティ 答申案」、資料4としまして「立地法に係る計画一覧」、また、これらと一緒に綴じられておりませんが、追加資料として資料5「大規模小売店における地域・社会貢献活動等に関する調査について」を配布しております。資料の過不足等はありませんでしょうか。

それでは審議を始めたいと思います。上田でございますが、別件公務によりここで退席させていただきます。誠に申し訳ございません。

——（上田局長，退席）——

●事務局（萩原課長） では恩地会長，よろしくお願ひいたします。

## 議 題

### 1 平成29年5月届出案件

#### 「西友桂店に係る答申案検討」

●恩地会長 ではこれより，議題の順に議事を進めてまいりますのでよろしくお願ひします。まず，議題1の「平成29年5月届出案件 西友桂店に係る答申案検討」です。まず，事務局から説明をお願ひしたいと思ひます。

●事務局 本件は，隔地駐車場の契約終了に伴う駐車場の位置の変更及び収容台数の減，駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更を届け出た案件でございます。

まず，資料1をご覧ください。前々回，10月になりますけれども，審議会にて届出者説明を行いました，その際，審議会のほうから，店舗のレジデータ，調査日より多く来店があった日数及びピーク日と調査日とのレジ客数の比率がわかる資料について，追加資料の請求がございました。これは今回の変更計画につきましては必要駐車台数を算出するにあたり，「月単位」での利用状況を比較して調査日の駐車台数を補正し，ピークの駐車台数を算出していたことに対しまして，確認という意味で「1日単位」においても調査日とピーク日との状況を比較し，ピーク時においても駐車場が不足することはないかを確認するために，資料の提出を求めたものでございます。

まず，資料1の2ページに，駐車台数に関する設置者の考え方のまとめを記載しておりまして，3ページに1年間のレジデータ，4・5ページに調査日，昨年12月12日（月）ですけれども，調査日における各駐車場，駐車場が南西駐車場，北西駐車場，敷地内駐車場と3カ所

ありますが、それぞれの入出庫状況を記載したものとなっております。

2 ページをご確認いただきたいと思います。まず 1 番の「駐車場総利用台数を基に年間ピーク日のレジデータ比率を用いた場合」ということで、調査日とピーク日それぞれのレジデータの比較から、ピーク時に必要な駐車場の算出をしております。まず、(1)として、調査日のピーク時における駐車場の在庫台数は 100 台、これが届出時の計画説明書にも載せた数字となっております。詳細は 5 ページに表を付けておりまして、網掛けをしている部分になります。14 時台がピークになっておりまして、5 ページの表の 14 時台のいちばん右に 100 となっておりますが、こちらが在庫台数のピークということになっております。

これに対して(2)ですけれども、12月12日(月)、調査日同日のレジデータ、それから(3)に年間ピーク日のレジデータを示しております。このバックデータが3ページになります。3ページに網掛けしているところが2カ所ありまして、まず12月12日(月)に網掛けしているところに3,964台、これが調査日のレジデータの数字となります。対しましてその少し左側ですけれども、9月5日(月)の部分に6,448台という数字が出ておりますが、これがこの年のピーク日となっております。これを見ますとピーク日は調査日の1.63倍の利用者があったことになりまして、このデータを用いますとピーク時における必要駐車台数は163台ということになります。そのようなことがこの資料2ページの1番に書いている内容でございます。

今回の変更届出におきましては、駐車場を209台から139台に減少させる計画としておりますので、単純に考えますと先ほどのとおり163台ということですので、駐車場台数が不足することが考えられます。

しかし、この数値には一般利用者(店舗の利用者以外)の数も含まれておりますので、次にこれら三つ、先ほど申しあげた3カ所の駐車場において、店舗利用に限定した駐車場台数を調査、分析したものが、続きまして2番の「西友の利用者に関する詳細」の部分になります。

これによりまして、1の(1)に記載した12月12日(月)のピーク時間帯においては、南西駐車場に12台、北西駐車場に36台、敷地内駐車場に1台、合計49台が店舗利用者以外の利用となっております。こちらが先ほどの5ページの網掛けしている部分になりますけれども、5ページの一般利用者とした部分になります。それを踏まえまして逆に店舗利用者に限定した場合、必要駐車台数は全100台に対して店舗利用以外が49台ということですので、必要駐車台数は51台となり、店舗自体の必要駐車台数は大きく減少することがおわかりいただけると思います。

なお、店舗利用者台数のところですが、駐車場の利用台数は店舗が発行した駐車券で精算した車両台数を集計したものです。

この1番、2番の調査をまとめたのが、3番の「まとめ」になります。そちらにありますとおり、店舗利用者のみの実績ですと51台となりますし、その51台に1番のピーク日の比率1.63倍を掛けても51台 $\times$ 1.63 $\approx$ 84台となるため、駐車台数としては十分充足しているということがいえるのではないかと思います。なお、店舗の駐車場ですが、今回、北西駐車場の契

約をやめるのですが、店舗側が契約をやめるということとして、特段この駐車場を閉鎖するというはございません。店舗利用以外の車がこの北西駐車場を使えなくなるような状況ではありませんので、この店舗利用者以外の利用状況に大きな変更はないと考えております。

そのようなことで、もともと審議会のほうからはレジデータのための提出という形での要望だったと思いますが、実際にレジデータを見てみると、数字としては駐車場が不足するということが出てきましたので、設置者に話をしまして一般利用も含めた分析もしていただき、このような資料になったというものでございます。

資料1の説明としては以上といたしまして、続いて資料2のほうをご覧ください。こうした届出者側の説明と、これまでの審議等を踏まえまして、事務局で答申案を作成しております。資料の7ページの中ほどからご確認をお願いいたします。

まず「1 大規模小売店舗の名称及び所在地」ですけれども、名称は西友桂店、所在地はそちらに記載のとおりです。「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」です。「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)(以下「指針」という。)を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します」ということで、市の意見としては「なし」としております。

詳細につきましては、次の8ページの「答申理由」をご覧ください。まず「1 現在の状況(立地状況等)」です。「当該商業施設は、都市計画法上の近隣商業地域及び第一種低層住居専用地域に立地している。周辺の状況は、北側は病院、東側は警察署、西側は国道9号線を隔てて店舗及び共同住宅、南側は低層住宅が立地している」と記載しております。

次に、「2 説明会の状況」でございます。「法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会では、出席者がいなかったため、説明は行われなかった」。続いて「3 意見書」ですけれども、「法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった」、意見書のほうも提出はありませんでした。

続きまして「4 審議会の見解」です。今回の変更内容、駐車場の位置と収容台数、駐車場の自動車の出入口の数と位置の変更につきましては、第2段落以下に述べておりますので、読みあげをさせていただきます。

「駐車場の収容台数の変更(減少)については、利用実績及び予測によれば、減少後の収容台数でもピーク時の滞留台数を上回る台数を確保している。また、駐車場の位置並びに出入口の数及び位置の変更については、北西駐車場の利用実績を踏まえると影響は軽微であり、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

しかしながら、北西駐車場の解約に伴い、利用客の入退店経路が変わることから、引き続き、交通整理員により適切な誘導を行うことが望まれる」としております。

前のページ、7ページにお戻りください。これらを踏まえまして市の意見は「なし」として

おりますが、なお書きとして「なお、北西駐車場の解約に伴い、利用客の入退店経路が変わることから、引き続き、交通整理員により適切な誘導を行うことが望まれます」といたしまして、駐車場の変更により利用者が混乱するとか、安全確保に支障をきたすことがないように付帯意見を付けております。

説明は以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

一般利用というのは店舗ではなくて周辺の飲食店とか、おそらくそういう利用者のことでしょうか。

●事務局 事業者にも確認させていたのですけれども、どういった利用なのかということは明確にはわからないのですが、実際、この一般利用の多い北西駐車場の利用状況を見ると、朝の7時台、8時台に結構な台数が入っています。そういうことを考えると近隣の事業所の方が、駐車場として使っておられるのかなという話を聞いております。

●恩地会長 これはたぶんコインパーキングですね。それで店舗が混雑しているときには、一般の利用者は利用を控えてくださいというようなコントロールはきくのですか。

●事務局 今回の、北西駐車場がなくなってからの運用ということですか。

●恩地会長 はい。

●事務局 現状としておそらくそこまで想定していないのではないかと思います。北西駐車場に関していうと現状で店舗の利用はほとんどありません。この資料にも出ているのですが店舗利用は数台ぐらいですので、一般利用がほとんどで、その一般利用の方があえて今から西友の敷地内駐車場や南西駐車場を新たに利用することはあまり考えられないのではないかと思います。

●恩地会長 店舗利用者だけで見れば駐車容量は足りるのですが、実際に一般利用者と合わせて考えるとピーク日はやはり足りないのですね。ただし、このレジデータを見るとそういう日は年間に、6,400とか6,000を超えているのは1日だけですね。5,000を超えている日が少しありますが、5,300ぐらいであればなんとか収まるのかもしれませんが。おそらく年間、1週間以内ぐらいでしたらピーク日をオーバーしても、指針でも許容範囲とされていると思うので、その程度であればいいのかと思うのですけれども。やはりギリギリの状態であることは間違

いないと思うので、駐車場が足りないかどうかはきちんとモニタリングして、足りないときにはきちんと指導、対応をしてほしいと思います。

ほかの方はいかがでしょうか。

●吉田委員 12月12日(月)と9月5日(月)を比較されているのは、年間を通してピークが9月5日だからという理解でよろしいですか。それとも月曜日が、年間を見ていったところこの日がいちばん多かったという理解なののでしょうか。要は、曜日で比較する必要があるのではないかと思うのですけれども、たまたま9月5日が月曜日だったのか、それとも月曜日を見て比較されたのか、どちらなのでしょう。

●事務局 これは年間のピークがたまたま月曜日だったということです。

●吉田委員 ではそもそも最も多い日が9月5日の月曜日なので、それも整合すると考えればよろしいですね。

●事務局 はい。

●吉田委員 わかりました。

●恩地会長 ほかはよろしいでしょうか。実際にこれは9月5日(月)の状況だと、あふれているかどうかはわかるのですか。

●事務局 そうですね。

●恩地会長 一般利用のピークと店舗利用のピークが違うというのは、何かそういう証拠といますか、データはあるのですか。

●事務局 例えば資料の5ページですけれども、5ページはその調査日、12月12日(月)の車の出入りですが、北西駐車場の真ん中の部分を見ていただきたいのですが、この日、店舗利用者が北西駐車場を利用した数は本当に少なく、いちばん多くても1時間に3台という状況です。その横の一般利用者のところを見ていただくと、8時台に26台の入庫、18時台に12台出庫しているような状況を見ると、事業所の方の利用なのではないかと考えています。

●恩地会長 ピーク日に一般利用者が1.6倍することは、合理的ではないのかもしれないですね。店舗利用者はレジが1.6倍いるのですから、店舗利用者は1.6倍あるのは当然ですけど

も、一般がそのときに1.6倍になっているとは限らないので、そこでもしかしたら少し余裕があるのかもしれないですね。ちょっとそのあたりで心配な点があることはあると思います。

どうでしょうか。私としては、やはり本当にピーク日に店舗利用の方が十分収まるのかどうかは心配なので、そのあたりはきちんとモニタリングをすとか、必要に応じて臨時の駐車場をまた新しく増やすとか、そういった措置を取るべきだということを答申案に加えたいと思います。ほかの皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

●事務局 承知しました。ご提案ですけれども、例えば今、会長のおっしゃったような形で、開店（変更）後、モニタリングしたうえで不足した場合は速やかに新たな駐車場の確保とか、臨時駐車場の確保をするというような形で案をつくらせていただくことも可能です。

●恩地会長 そういうことで今いったような文言をつけ加えるということで、私にご一任いただくということにしますか。

●事務局 実は、この調査資料の提出が事業者のほうで1カ月遅れておまして、8カ月の制限が結構ギリギリになっておまして、今でいくと1月末までに意見通知をしなければいけないというところでして、可能でしたらそういう形にできればと思います。

●恩地会長 わかりました。そういう事情もあるようですので、申し訳ないのですが私にご一任いただいて、答申案の作成をするということでよろしいでしょうか。

——（委員了承）——

●恩地会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

●事務局 ありがとうございます。

## 2 平成29年6月届出案件

### 「アバンティに係る答申案検討」

●恩地会長 では次に移らせていただきます。続きまして議題2です。議題2の「平成29年6月届出案件 アバンティに係る答申案検討」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 こちらの案件は一部テナントを、主にドン・キホーテですけれども、その営業時間の延長（開店時刻の繰上げ）、及びそれに伴う来店客が駐車場を利用することができる時間帯



の変更を届け出た案件でございます。

資料3をご覧ください。これまでの答申等を踏まえまして、事務局で答申案を作成しております。

10 ページの中ほどからご確認をお願いいたします。まず「1 大規模小売店舗の名称及び所在地」ですが、名称はアバンティ、所在地はそちらに記載のとおりです。

「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」です。「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断します」ということで、こちらも市の意見は「なし」としております。

詳細につきましては、次の11ページのほうでご確認をお願いいたします。まず「1 現在の状況（立地状況等）」です。「当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。周辺の状況は、北側はバス乗り場及び八条通を隔てて京都駅、南側は針小路通を隔てて店舗付き集合住宅等、東側は竹田街道を隔ててホテル及び市施設、西側は烏丸通を隔てて店舗及び事業所が立地している」と記載しております。

次に「2 説明会の状況」です。「法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、質問や意見は出なかった」。続いて「3 意見書」でございますが、こちらも「法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった」としております。

そして「4 審議会の見解」です。今回の変更内容、テナントの開店時間の繰り上げ、及びそれに伴う駐車場を利用できる時間帯の変更につきまして、こちらも第2段落以下で述べておりますので、読みあげをさせていただきます。

「今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの増加が予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(1) 駐車場について。営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられるが、施設の立地状況を考慮し、今後とも公共交通機関の利用促進に努めることが望まれる。

(2) 駐輪場について。営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

(3) 廃棄物等保管施設について。廃棄物等の排出量の増加については、予測によると、変更後も必要な保管容量を確保しているため、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。

(4) 騒音について。昼間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っており、室外機等の増設や位置の変更もないことから、周辺の生活環境

に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる。

(5) その他。早朝時間帯から来店客が生じることから、周辺地域の静穏な環境の保持やごみの散乱防止等について一層配慮することが望まれる」。

前のページ、10ページにお戻りください。これらを踏まえまして、市の意見は「なし」としてありますが、なお書きとして「なお、施設の立地状況を考慮し、今後とも公共交通機関の利用の促進に努めることが望まれます。また、早朝時間帯から来店客が生じることから、周辺地域の静穏な環境の保持やごみの散乱防止等について一層配慮することが望まれます」。ということで、公共交通機関の利用促進と、早朝から営業することによる周辺への配慮についての意見を付帯意見として付けております。

説明は以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど局長からのご挨拶にありましたけれども、インバウンドの影響等が心配される案件だということです。

よろしいでしょうか。答申案に対する異論が特にないようでしたら、この案件につきまして本日で結審したいと思います。いかがでしょうか。

—— (異議なしの声) ——

●恩地会長 それでは結審ということでお願いしたいと思います。

### 3 報告事項

●恩地会長 続いて議題3の「報告事項」について、事務局からお願いします。

●事務局 今回、報告事項は2件ございます。まず1件目ですけれども、13ページの資料4をご覧ください。毎回ご報告しております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定を掲載しております。

まず1番の「手続中の届出案件」のところにつきましては、「審議中」の3件のうち2件、西友桂店及びアバンティですが、そのうちアバンティは本日結審をいただきましたけれども、西友桂店につきましては会長一任で内容を一部調整します。いずれにしましても近日中に結審後、意見通知を行いたいと思います。また、(仮称)新風館につきましては、前回の審議会でいただいたご意見を踏まえて、現在、文言修正等で会長と調整中というところでして、こちらも最終確認後、来月中にも意見通知を行いたいと考えております。

2番の「審議予定」につきましては、来年1月の審議会では、ジェイアール京都伊勢丹 専門店街ザ・キューブの諮問と届出者説明を行います。こちらの主な届出内容は駐車場の減ということで、変更届ということになります。

なお、来月の審議会は1月24日（水）を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして14ページをご確認ください。「今後のスケジュール（案）」をこちらに示しております。今月末に受理する予定案件はございません。

一つ目の報告は以上となります。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

京都経済センターというのはお店なのですね。

●事務局（萩原課長） 商工会議所であるとか工業会といった、京都を代表する経済団体等が入るような施設になります。全体を見ますとまさに京都経済を代表するようなものでございますけれども、そのなかに一部、商業施設も入るということからこの大規模小売店舗立地審議会の審議対象になるというものでございます。

●恩地会長 それも1,000平米以上入るといいますか。

●事務局（萩原課長） そうです。

●板倉委員 四條烏丸の前のシルクホールですか。

●事務局（萩原課長） そうです。京都産業会館をすべて撤去しまして、駐車場等の部分もございましたけれども、そちらのほうはすべて撤去いたしましてそういったものが入るといってでございます。

●恩地会長 何かございませんか。それでは特にならなければ、続けてお願いします。

●事務局 続けて別綴じで配布しております資料5をご覧ください。「大規模小売店における地域・社会貢献活動等に関する調査」というものでございます。

現在、京都市のほうで大規模小売店舗における地域貢献や社会貢献の活動の実施状況について、調査を行う準備をしております。これは立地法におきましては地域貢献や社会貢献に関しては直接的な言及はなく、意見を述べるような対象にはなっていないのですけれども、立地法

の指針においては大規模小売店の社会的責任について、まちづくりに自ら積極的に参加すべきという記載もありまして、自主的な地域貢献活動の実施を推進している状況でございます。これを受けまして、こういったことを事業者に改めて周知して、各地でさらなる地域貢献の取り組みが進み、地域の大型店との連携が強化されることを進めていきたいという思いがありまして行うもので、そのための状況調査を行うというものでございます。

また、将来的にはすでに実施している各事業者の取り組みをホームページなどで紹介することによって、大規模小売店が単に小売、商業のための施設というだけではなく、多方面で地域や社会に貢献していることを地域住民の皆様に広く知っていただくことも、やはりそこは店舗としてのメリットにもなりますので、そういったことをこちらとしてもお手伝いする。そういった役割を果たすところも想定しております。

報告資料として配布しておりますのが、各事業所に送る予定の調査票の案でございます。まず、1枚目は回答部署の情報等を書いていただくページになっています。おめくりいただきまして質問1のところで事業者が実施できそうなこと、また地域のために事業者を実施していただきたいと我々が考えているような、地域貢献や社会貢献内容を具体的に列挙しまして、事業者の実施状況を「現在実施している、または実施予定」、あるいは「今後検討が可能である」、または「実施は困難」といった3種類で、それぞれの項目について回答していただくよう考えております。この事項が1番の「地域づくり・まちづくりに関すること」というところから、次のページの「その他」のところまで続きます。

続きまして1枚めくっていただきまして、いちばん最後のページになります。質問②のところで、質問②については事業所単位ではなく企業全体の単位での、こういった地域貢献に対する取り組み方針をお答えいただくような質問となっております。質問③につきましては、少し話としてはそれるのですけれども、せっかくこういう形で調査票を送るということですので、事業者に対して京都市内への今後の出店方針といったことを、参考にお聞かせいただきたいというように考えております。質問項目はこの三つになります。

なお、1枚目の事業所の住所や店舗名を書くところのいちばん下に記載していますが、調査票をお送りした宛先の情報、住所や店舗名が変更になっている場合は届出が必要だということを書いております。事業者のほうが大規模小売店舗立地法の届出のことをあまり認識しておらず、無届のまま変更になっている場合が非常に多くございますので、こういったことに対する啓発、制度の周知をここでできたらと考えております。

配布対象としては大規模小売店舗立地法の設置者、または核テナントである小売業者を想定しておりまして、だいたい150件程度を想定しています。スケジュールとしては今回ここで委員の皆様のご意見等をいただいて、1月の審議会のとときに最終的な調査票として確定したものをまた報告をさせていただき、1月末か2月上旬にこの調査票を送付して、2月中旬から末にかけて回収と取りまとめを行ったうえで、年度末頃には取りまとめたものの公表や、あるいはこういったものをベースにして地域貢献をしっかりと届出書のほうに書いていただく形で、事業

者に啓発していきたいと思っております。そういった形での事業所に対する様式の変更といったことを、年度末頃にできればと考えております。

ということでこの場でここに書いていることで、例えば質問項目のなかでご質問ですとか、項目に対する新たなご提案などを含めて何かご意見をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●恩地会長 地域・社会貢献ということで、もっとこういう項目も聞いてみたらどうかということ、どんどん出していただけるとありがたいということですね。

●事務局 先ほど申しあげたとおり、最終確定は1月の審議会のときのご報告と思っておりますので、例えば今この場でちょっと思いつかないということであっても、1月中頃までにメール等でも結構ですのでご意見をいただければ、そこでやり取りをしたうえで、最終1月末に反映したものができるとはなっていないかと思っておりますので、またそういった形でも結構ですのでご意見をいただけたらと思っております。

●板倉委員 「環境に関すること」のところ、5番に「敷地内の緑化の推進」という一般的な項目があるのですけれども、同じ市の環境局で伝統的な植物の育成という補助事業をやっているのです。私も委員なのですけれどもフジバカマとか、そういう具体的な植物を、絶滅危惧種のを企業で植えてもらうということで、島津製作所さんとか、かなり100を超えていると思いますけれども、そういうところでただ緑を増やすだけではなくて、そのあたりともリンクしてやると、事業者もそういう制度があるのかということで、専門家派遣ということで私が行かされているのですが、行ってどのように植物を育てたらいいかなどもみんなやりますので、そういうことも一度局に聞いてもらえませんか。

●事務局 承知しました。ありがとうございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ほかに何かありませんか。

●吉田委員 同じところで壁面緑化や屋上緑化はここでは聞かないのですか。わりと大規模なお店でやっているところもあると思うので、もし必要があれば検討いただくということ。あと二つあるのですが、2番の1で共通商品券とあるのですが、岐阜かどこかの商店街で地域通貨のようなこともやっていたような気もするので、そういう話もあるという参考情報です。それから4番の3ですけれども、移動販売や買い物バスの運行というのは重要なことですが、あとは2リットルのペットボトルなど、高齢者は持って帰れないので、そういう重たいものの配達サービスですか。そういうものも高齢化が進んだところでは非常に重要なことだと思うので、

参考までに。

●事務局 ありがとうございます。

●恩地会長 ほかにございませんか。

●井上委員 今回、対象が設置者とか核テナントで150件ぐらいということですがけれども、チェーン店などであれば本社等が対象になるのでしょうか。

●事務局 これについては取組の内容によって結構違うのではないかと考えております。例えば地元商店街との連携やお祭りに参加などは地域ですし、事業者として取り組むこともあると思いますので、調査票としては店舗のほうに送る予定にしております。そのなかで必要であれば、本社といたしますか、そういう判断ができる部署にも確認してくださいと書いた依頼状を付けようと思っています。

●井上委員 基本、1,000平米を超える核店舗それぞれにということですか。

●事務局 そうです。

●井上委員 わかりました。今回の調査はこういう形で、初めてされるということですかね。これは今回一度きりで、今後はこの結果を踏まえて、届出書等のなかに地域貢献に関する内容を盛り込む予定ということですか。

●事務局 特段、継続して毎年という予定ではございませんで、先生のおっしゃるとおりでこれをベースにして、今後、届出の相談を受けるときにこういった事例集のような形でお示ししたうえで、できることをどんどん取り入れてください。我々としてもホームページ等で公表していくので、CSR等に役立ててくださいという形で活用していくように考えています。

●井上委員 わかりました。他都市などでは一定規模以上、わりと大規模な大型店については毎年、実行計画報告書のようなものを書いてもらっているような自治体もあるのかなと思って、そういう必要性があるのかどうかはまた今回見てみる。ただ、取り組まれる内容というのはずっと固定ではなく、社会のニーズに合わせて変えていかれるということもあるかと思います。届出書だけだと新規出店の場合には変更のときのみの配布になるかと思いますが、1年おきではないですがけれども、定期的にこういう情報が、数年おきにでも把握できるといいと思いました。

●事務局 ありがとうございます。

●事務局（萩原課長） 今回の調査につきましては実はもう一つ、意味合いがございまして、旧大店法時の店舗は大規模小売店舗でも把握できていないものもございまして、この機会に旧大店法の1,000平米以上の大型店についてもすべて把握をしようというものでございます。したがってこういうものがリスト化できましたら、先生がおっしゃったように定期的に、われわれといたしましては地域貢献ということについても発信していく。そういうところについては今後検討していきたいと思っております。まずはこれを取っかかりとして、そういう届出が必要な事業所の把握も行いますし、併せて地域貢献というものを把握したうえで、今年度は新規の方については当然地域貢献策についても、これを参考に書いていただく。それと併せて既存の小売店についても地域貢献策を発信することで、今おっしゃったように毎年変えていく。そういったところも考えていこうということでございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。ちょっと私のほうからも二、三つ、思いついたので申し上げます。「こども110番のいえ」のような感じで、不審者につけられたときに飛び込むことができるような、そういう取組をしている小売店も結構あるような気がするので、それも入れておいたらどうかと思います。それからダイバーシティといいますか、多様な人たち向けの、例えば性的に不一致な人が入りやすいトイレを、多目的トイレで虹色のマークを貼っておくとそういう人も入りやすいというものもあつたりしますので、そういうダイバーシティに関する項目なども入れるといいのかなと思ったりします。

ほかに何かございませんか。

●吉田委員 NPOとの連携のようなものは聞かないのですか。あまりないですね。

●事務局 そこも含めて検討していきます。非常に多岐にわたっていますので、こちらとしても盛り込み切れないところもありましたので、今日のご意見を参考にさせていただいて検討させていただきますと思います。

●恩地会長 言い出したらたくさんありますので。

●事務局（萩原課長） この調査票はおそらく項目数が増えれば増えるほど書かれないので、回収率が悪くなり、我々も状態が把握できないこともございます。このような機会が定期的にもてて、先生方のほうからここの企業がこういうことをやっているとか、京都の企業のなかでこういうことをやっていると情報としていただけましたら、我々がそこにアポを取って話を聞

きに行くとか、そういうこともできると思っております。項目については今いただいたご意見をどこまで反映するのかはありますけれども、それ以外にも別のチャネルとして情報提供いただければと思っております。

●吉田委員 項目に入れろという話ではなくて、参考までにいいたいことをいっているだけなので。例えば大学の教師でもあるのもう一ついうと、4番の2などは、私はコンソーシアムで学生祭典の企画検討をやったことがあって、そのときにイオンさんに学生祭典の団体イベントを引き受けていただいて、1階の広場で学生が企画展示のようなことをやったので助かった覚えがあるのです。ですからこういうことは、いっていただくと非常にありがたいという気がします。言いつ放しですみません。特に項目にこだわるわけではございません。

●事務局 ありがとうございます。

●恩地会長 ほかにございませんか。また思いついたら、メール等で京都市のほうにお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

#### 4 その他

●恩地会長 では最後に、議題4の「その他」です。何かございましたらご発言をお願いします。何かその他でございますでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 特にないようでしたら、最後に次回の審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと思いますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。公開でよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 ご異議もないようですので、次回の審議会も公開といたします。  
それではここからは進行を事務局にお返しします。

●事務局（萩原課長） 皆様、ご審議ありがとうございました。本当に師走の押し迫ったギリギリの日で、皆様方、本当にお忙しいなかをありがとうございました。

次回の審議会についてご連絡いたします。次回は、平成30年1月24日（水）の午前10時



から、場所は本能寺会館にて行います。本日、ご議論のなかでいろいろいただきましたご意見につきましては、改めまして会長にご相談させていただく部分と、また皆様方からご意見をいただく部分につきましては、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 閉 会

●事務局（萩原課長） それではこれで、第168回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。本年も熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。どうぞよいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。